

村 議 第 2 3 9 号

平成 2 7 年 3 月 1 8 日

B型肝炎被害対策東北弁護士事務局長

弁護士 小野寺 友宏 殿

村田町議会議長 齋藤 万之丞



意見書の提出について (通知)

平成26年9月3日付け提出された陳情については、平成27年第1回定例会において次のとおり
意見書を提出することとしたので、通知します。

記

1. 意見書名：「ウイルス性肝疾患の患者に対する支援の拡充を求める意見書」(別紙)
2. 提出先：衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣

担 当：議会事務局 大坂
電 話：0224(83)6410
Email：oosaka-ta@town.murata.miyagi.jp

ウイルス性肝疾患の患者に対する支援の拡充を求める意見書

わが国においては、ウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎のキャリアを含む患者が合計で350万人以上とされるほど蔓延しているが、その法的責任が国にあることは肝炎対策基本法などでも明確とされている。

現在、B型・C型肝炎ウイルスによる慢性肝疾患に対する医療費助成は、肝炎治療特別促進事業として実施されているところであるが、助成対象はB型・C型肝炎ウイルスの根治を目的とした治療等に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者は相当数となっている。特に、肝硬変や肝がん患者は高額な医療費を負担せざるをえないばかりではなく、就労不能の患者も多く、生活に困難をきたしている実状もある。

また、現在は肝硬変等による肝疾患も身体障害者福祉法上の障害認定の対象とされているものの、医学上の認定基準が極めて厳しいため、肝炎患者に対する生活支援の実効性が発揮されていないとの指摘もある。

他方、平成23年12月の特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法制定時には、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援のあり方について検討を進めること」との附帯決議がなされたが、その後、国においては、新たな具体策措置が講じられていない状況である。

こうした現状を鑑み、本議会は国会及び政府に対して、下記の事項を強く要望する。

記

1. ウイルス性肝炎が原因である肝硬変や肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。
2. 身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月12日

宮城県村田町議会議長 斎藤 万之丞